

柳川市民吹奏楽団 団則

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、柳川市民吹奏楽団と称する（以下当団という）。

(目的)

第2条 当団は、音楽を楽しみ、団員相互の親睦を深めるとともに、地域発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 当団は、前条に規定する目的達成のために次に掲げる事業を行う。

- (1) 定期的な演奏会活動
- (2) 演奏会活動に伴う練習
- (3) 上記活動達成に必要な活動
- (4) 団員相互の親睦と豊かなハーモニーづくり

(事務局)

第4条 当団の組織は、別紙組織図のとおりとする。

(事業年度)

第5条 事業年度は、4月1日から3月31日までとする。

第2章 団員

(構成)

第6条 当団は、団員を持って構成する。

(団員資格)

第7条 当団員は、次に掲げるもので、別紙様式第1号に定める入団届を提出したものでなければなることができない。入団届提出後、役員会において受理されたとき団員の資格を有することとなる。

- (1) 第2条に規定する目的を達成するため、第3条に規定する事業に参加ができる者
- (2) 高校生以上である者。ただし、高校生については保護者の同意を必要とする。その他例外的な場合は、役員会において承認した者。
- (3) 楽器を所有している者。ただし、打楽器及び大型楽器はこの限りではない。

(団員の権利)

第8条 当団の団員は、次に掲げる権利を有する。

- (1) 当団員は、第2条に定める目的達成のために、必要な全ての事業に参加する権利を平等に有する。
- (2) 当団員は、総会における各1個の議決権を有する。
- (3) 当団員は、各委員に選任される権利を有する。

(義務)

第9条 当団の団員は、次に掲げる義務を負う。

- (1) 当団員は、団則に定めるものの他、団則に基づく規定を守り、第2条に掲げる目的達成のために必要な義務を負う。
- (2) 当団員は、当団の運営継続のため、次に定める団費を納入しなければならない。
 - ① 社会人 月額 2,000 円
 - ② 学生 月額 1,500 円 (学生とは、大学生、専門学生及びそれに準ずる者)
 - ③ 高校生 月額 1,000 円
 - ④ その他例外的な団員は、役員会において決議した金額

(資格の喪失等)

第10条 当団員は、次に掲げる事項により、その資格を喪失する。

- (1) 解散
 - (2) 退団
 - (3) 死亡
 - (4) 除名
 - (5) 長期無断欠席
- 2 退団は、団長あて別紙様式第2号に定める退団届を提出し、役員会において承認された時点で効力を発生する。ただし、当団員は、退団届を提出した月の団費を納入しなければならない。
- 3 休団は、1年を超えない範囲を定めて、団長あて別紙様式第3号に定める休団届を提出し、役員会において承認された時点で効力を発生する。ただし、当団員は、休団届を提出した月の団費を納入しなければならない。
- 4 長期無断欠席者(3ヶ月を超えて無届けで第3条に規定する事業に参加しなかった者)は、役員会における決議を経て、団員の資格を喪失する。
- 5 長期団費滞納者(6ヶ月を超えて団費を滞納している者)は、役員会における決議を経て、団員の資格を喪失する。

(除名)

第11条 除名に関する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 総会における決議
- (2) 前号の場合においては、当団員に対し、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、全団員を持って構成する。

(種類)

第13条 総会は通常総会と臨時総会とする。

(召集)

第14条 通常総会は、年1回4月に団長がこれを召集する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に、団長がこれを召集する。

- (1) 団長が必要とした場合
- (2) 役員会が必要とした場合
- (3) 団員の5分の1以上が要求した場合

(成立)

第15条 総会は、全団員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状及び議決権行使書を含めた数とする。

(議長)

第16条 総会における議長は団長が任命する。

(議決)

第17条 総会の議決は、出席団員の過半数の同意を持って決し、可否同数の場合は、議長の決すところによる。

(決議事項)

第18条 本団則に別に定めるものの他、次に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 団則の変更
- (2) 事業計画及び事業年度予算の決定並びに変更
- (3) 事業報告及び収支決算報告の承認
- (4) 団の解散
- (5) 解散時における団費の徴収及び精算人の選任
- (6) その他特に重要な事項

第4章 役員

(種類及び定数)

第19条 当団には、次に掲げる役員を置く。

- (1) 団長 1名
- (2) 副団長 2名以下

- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名

(資格及び任免)

第20条 役員は当団員であることを要し、総会において選任及び解任される。

(任期)

第21条 役員にかかる事項は、次に掲げるとおり。

- (1) 団長の任期は、3年とし、その他の役員は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 任期満了又は辞任後、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(職務)

第22条 第20条に掲げる役員は、以下の職務を遂行する。

- (1) 団長 団を統括し、活動に対して全責任を負う。
- (2) 副団長 団長を補佐し、団長が欠けるときは職務を代行する。
- (3) 事務局長 団内事務を統括する。
- (4) 事務局次長 事務局長を補佐し、事務局長が欠けるときは職務を代行する。
- (5) 団員指揮者 音楽の質的向上のため、演奏及び運営について助言する。

第5章 役員会

(構成)

第23条 役員会は、全役員をもって構成する。

(種類)

第24条 役員会は、定例役員会及び臨時役員会とする。

(召集)

第25条 定例役員会は、毎月1回、団長がこれを召集する。

2 臨時役員会は、次に掲げる場合に限り、団長がこれを召集する。

- (1) 団長が必要と認めた場合
- (2) 役員の5分の1以上が要求した場合

(成立)

第26条 役員会は、その構成員の3分の2以上の出席により成立する。

(議長)

第27条 役員会の議長は、団長がこれにあたる。

(議決)

第28条 役員会の決議は、その出席構成員の過半数を持ってこれを決し、可否同数の場合は、議長が

これを決す。

(決議事項)

第29条 本団則に別に定めるものの他、次に掲げる事項は、役員会の決議を得なければならない。

- (1) 第18条に規定する、総会における決議事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) その他事業執行に必要な事項

第6章 会計

(会計年度)

第30条 会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

(収支)

第31条 当団の収入は、団費・寄付金及びその他の収入とする。当団の支出は、原則、総会で決議された予算に基づくものとし、収入を持ってこれにあてる。

(会計監査)

第32条 当団の会計執行の適正を期するため、団長は、会計監査員を任命することができる。

第7章 雑則

(ホームページ)

第33条 当団のホームページアドレスは、以下のとおりとする。

http://homepage2.nifty.com/yanagawa-city_brass/ →

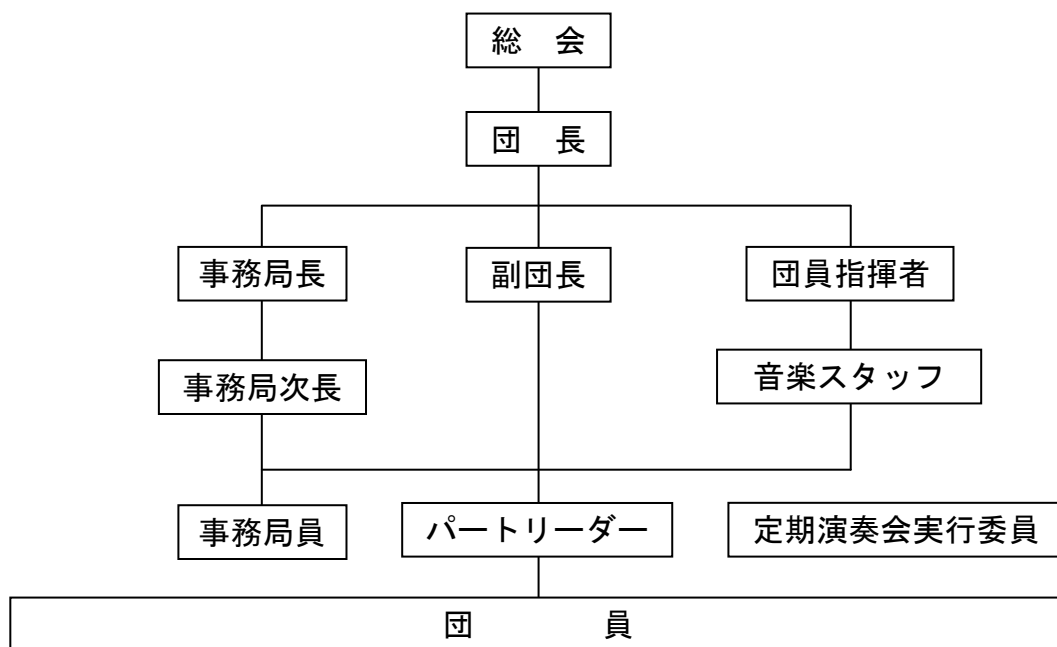


附則

第1条 この団則は、その成立の日からこれを施行する（平成22年1月31日成立及び施行）。

第2条 この団則は、その改正の日からこれを施行する（平成23年4月24日改正及び施行）。

(別紙：組織図)



(別紙様式第1号)

柳川市民吹奏楽団長 殿

入 団 届

私は、柳川市民吹奏楽団の活動目的に賛同し入団いたします。また、団員として団則を遵守しますことを申し添えいたします。

平成 年 月 日

フリガナ

署名

印

担当楽器		生年月日	
現住所	〒 -		
帰省先	〒 -		
電話番号	(携帯)	(自宅)	
職業		性別	男 ・ 女
勤務先 (学校名)			
メールアドレス	(携帯)		
	(パソコン)		
交通手段	※練習場所や本番に参加するための普段の交通手段をお書きください。		
所有楽器			

※当入団届出書に記入いただいた個人情報は、当楽団の運営、演奏活動参加等の目的にのみ使用し、他の目的では使用いたしません。また、個人情報を漏洩・流出、若しくは不適正な利用が無いよう、厳正な管理をいたします。

【入団承諾（高校生以下の入団）】

柳川市民吹奏楽団の活動目的を理解し、その活動に際し、保護者として責任を持ち、入団を承諾いたします。

平成 年 月 日

フリガナ

署名

印

団長	副団長	事務局長	会計係	パーリー

(入団希望者→パートリーダー→会計係
→事務局長→副団長→団長)

受理日：平成 年 月 日

(別紙様式第2号)

柳川市民吹奏楽団長 殿

退 団 届

私は、以下の理由により退団いたします。なお、退団までに、当該月までの団費を納付することを申し添えます。

退 団 理 由	
退団年月日	平成 年 月 日

平成 年 月 日

フリガナ

署名



団 長	副団長	事務局長	会計係	パーリー

(届出者→パートリーダー→会計係
→事務局長→副団長→団長)

承認日：平成 年 月 日

(届出者控)

柳川市民吹奏楽団長 殿

退 団 届

私は、以下の理由により退団いたします。なお、退団までに、当該月までの団費を納付することを申し添えます。

退 団 理 由	
退団年月日	平成 年 月 日

平成 年 月 日

フリガナ

署名

(別紙様式第3号)

柳川市民吹奏楽団長 殿

休 団 届

私は、以下の理由により休団いたします。なお、休団までに、当該月までの団費を納付することを申し添えます。

休 団 理 由	
休 団 期 間	平成 年 月 から 平成 年 月 まで

平成 年 月 日

フリガナ

署名



団 長	副 団 長	事 務 局 長	会 計 係	パ ー リ ー

(届出者→パートリーダー→会計係
→事務局長→副団長→団長)

承認日：平成 年 月 日

(届出者控)

柳川市民吹奏楽団長 殿

休 団 届

私は、以下の理由により休団いたします。なお、休団までに、当該月までの団費を納付することを申し添えます。

休 団 理 由	
休 団 期 間	平成 年 月 から 平成 年 月 まで

平成 年 月 日

フリガナ

署名